

【公印・契印（省略）】

総 統 労 第 75 号
令 和 8 年 5 月 26日

国 土 交 通 大 臣 殿

総 務 大 臣

令和8年社会生活基本調査への協力について（依頼）

平素より、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、本年10月20日現在で、「令和8年社会生活基本調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

社会生活基本調査は、国民の社会生活の実態を把握し、少子高齢化対策やワーク・ライフ・バランスの推進など、様々な行政施策の立案等に用いる基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってきました。円滑な調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。

このため、総務省統計局では、地方公共団体と連携して共同住宅の関係各方面に対し、オートロックマンションなどの共同住宅内での調査員の調査活動への支援及びポスター掲示の協力依頼を行うこととしております。

つきましては、総務省統計局の上記依頼について共同住宅の関係各方面の御協力が得られるよう、貴省からも貴管下関係団体へ社会生活基本調査の実施及び協力について御周知いただきたく、統計法第29条第2項に基づき、貴省への協力依頼を行いますので、よろしく願いいたします。

また、総務省統計局でこのほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの統計調査は、完全失業率、個人消費の動向、消費者物価指数など、我が国の経済情勢の基本的な動向を把握し、経済・社会政策等の立案のために重要な経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

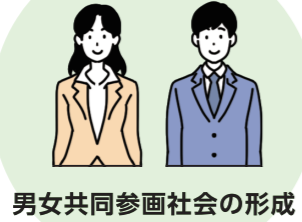
調査の結果はこのように利用されています



社会生活基本調査の結果は より良い暮らしと社会のために
国や地方公共団体の施策に幅広く活用されています



仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランスの推進)



男女共同参画社会の形成

少子高齢化対策



地方公共団体におけるスポーツや
文化振興などの推進といった地域振興

例えば

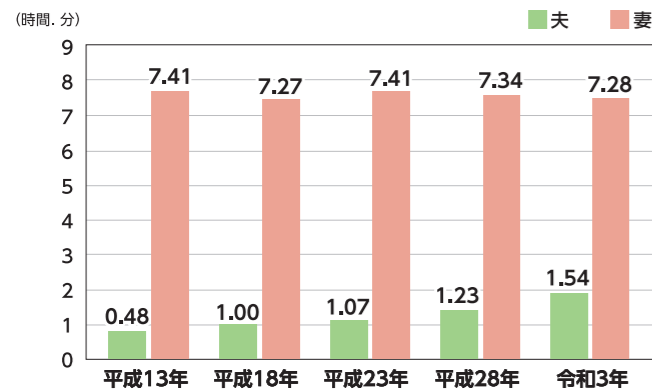


こども政策を総合的に推進するための基本方針である「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)では
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大が重要事項としてあげられています
社会生活基本調査では 男女別の家事関連時間の状況など 少子化対策の施策に必要な基礎資料を提供して
います



6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間

(夫婦と子供の世帯 週全体平均)ー平成13年～令和3年



(注) 家事関連時間…「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計

妻と夫の家事関連時間の差は縮小したものの
依然として一定の差があることが分かります
なお 夫の家事関連時間が増加した一方で 妻
の家事関連時間は大きく変化していませんが
これは家事関連時間のうち 夫の家事時間及び
育児時間が増加傾向で推移した一方 妻の家事
時間は減少傾向 育児時間は増加傾向で推移し
たことによるものです

調査結果はどなたでも利用できます

令和9年9月頃から順次 総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します

総務省統計局のホームページ
<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局

政府統計の総合窓口 [e-Stat]
社会生活基本調査を含め 政府統計を収録した統計ポータルサイトです
<https://www.e-stat.go.jp/>

e-Stat



あなたの一日が、未来を描く

令和8年

社会生活基本調査

回答は
インターネットで
かんたん便利に!

令和8年10月20日現在で

社会生活基本調査を行います

統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づく国の重要な統計調査です

社会生活基本調査は 統計法により昭和51年に開始されて以来 5年ごとに実施されています
今回の調査で11回目となり 50年の節目を迎えます

この調査は 人々の生活時間の使い方や自由時間の活動状況を把握し
より良い社会をつくるための基礎データとして活用されています

社会生活基本調査 50TH

社会生活基本調査に関する
詳しい情報はこちら

社会生活基本調査 検索



総務省統計局・都道府県



社会生活基本調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。

調査の目的

わたしたちが1日の時間をどのように使っているか
また 過去1年間に「スポーツ」「趣味・娯楽」など どのような活動を行ったかを調査し 国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています



調査の対象

統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた世帯(約9万5千世帯)のうち 10歳以上の世帯員(約19万4千人)が対象となります



調査の時期

令和8年社会生活基本調査では 10月20日を基準として 個人や世帯に関する状況
過去1年間の自由時間における活動を調査します
また 1日の生活時間の配分については 10月17日から10月25日までの指定された
2日間の行動について調査します

主な調査事項

- ①世帯や世帯員に関すること
(「男女の別」「出生の年月」「ふだんの就業状態」など)
- ②過去1年間の自由時間における活動
(「スポーツ」「趣味・娯楽」「旅行・行楽」「ボランティア活動」など)
- ③1日の生活時間の配分など



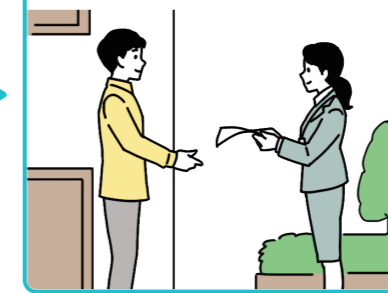
調査員が訪問

調査実施に先立ち 調査員が調査対象となる地域を確認し 全ての世帯を訪問して 事前のご案内リーフレットを配布します



調査書類の配布

調査員が調査対象となった世帯を訪問して 調査票などの書類を配布します



回答方法を選択

インターネットで回答するか 紙の調査票を調査員に提出するかを選択いただけます



インターネット回答 調査員に提出

集計

調査票に回答された内容は 厳重な情報管理体制のもと コンピュータで集計されます



結果の公表

集計結果はインターネットなどで公表されます



総務省統計局・地方公共団体へ

回答いただいた調査票は 都道府県に提出された後 最終的に総務省統計局へ送られます



調査員が回収

調査員が調査票の回収に訪問します



個人情報 は 厳重に 保護 されます

調査票の保護



調査により集められた調査票の回答内容は 統計法によって厳重に保護されています

暗号化通信



インターネット上のデータの送受信は 盗み見等を防ぎ 安全な通信を行うために SSL/TLSによる暗号化通信を行っています

守秘義務



調査に従事する者(調査員・地方公共団体の職員など)には 統計法により厳格な守秘義務が課せられており 守秘義務違反があった場合の罰則も定められています

○統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一・二（略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7～12（略）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3（略）

（協力の要請）

第29条（略）

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

3（略）

第30条 行政機関の長は、前条第1項及び第2項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2（略）

（調査票情報等の適正な管理）

第39条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、（略）

二～五（略）

2（略）

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第39条第1項第1号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二～四（略）

五 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報（中略）の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六（略）

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 (略)

2 (略)

第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二・三 (略)

事務連絡
令和8年5月29日

公益財団法人
マンション管理センター 御中

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

令和8年社会生活基本調査への協力について（依頼）

日頃より住宅行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

標記について、令和8年5月26日付け総統労第75号により、総務大臣から別添のとおり令和8年社会生活基本調査への協力依頼がありました。

貴団体におかれましては、貴団体の会員又は支部組織等に対し、当該調査の実施について周知していただくなど、調査の円滑な実施に向けた協力が得られますよう特段のご配慮をお願いします。

本調査に関する照会先：
総務省統計局 労働力人口統計室
担当：内藤、野内
Tel：03-5273-1093
Email:L-kikaku3@soumu.go.jp